

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市 PR 用パンフレット等作成業務委託
担当部・課名	未来創生部まちの活力創造課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社ディレクターズ・ユニブ 京都市中京区河原町通三条上る下丸屋町 404-2 タケウチビル 4F
契約金額(税込)	1,650,000 円
契約締結日	令和 5 年 9 月 20 日
契約期間	契約締結日～令和 6 年 3 月 29 日
根拠規定 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項)	<p>■ 第 2 号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p>■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第 3 号又は 4 号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第 5 号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第 8 号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第 9 号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、本市の知名度向上及び交流人口の拡大を図るため、市内外に向けて本市の魅力を発信すべく、イベント会場や観光プロモーションで配布することを目的に、地場産品や観光施設を中心に構成した PR 用パンフレット等を作成する。</p> <p>当該業務については、価格だけでなく、各事業者からの提案における優位性を踏まえ総合的に判断する必要があるため、「阪南市 PR 用パンフレット等作成業務委託に係る阪南市プロポーザル選定委員会設置要綱」を制定し、この要綱に基づき「阪南市 PR 用パンフレット等作成業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という）」を設置し、プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。</p> <p>選定委員会で審査及び評価を行った結果、履行に最も適した候補者として選定した上記契約相手方と、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、随意契約する。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	戸籍総合システム・ブックレス クラウド利用契約
担当部・課名	市民部 市民課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	富士フィルムシステムサービス株式会社 大阪市西区土佐堀2丁目2番17号
契約金額(税込)	3,888,500円
契約締結日	令和5年9月1日
契約期間	契約締結日～令和6年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p><input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input checked="" type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本市の戸籍総合システムは、令和5年8月末実施の機器更改からクラウド環境での運用が開始することとなった。戸籍業務は富士フィルムシステムサービス株式会社が開発したソフトウェアやクラウド運用サービスを利用して行うため、システムの開発・更新及びクラウド化を行い、システムの利用環境を構築した富士フィルムシステムサービス株式会社のみ本サービスを提供可能である。同社以外のものに履行させると責任の所在が不明瞭となり著しい支障が生じる恐れがある。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは富士フィルムシステムサービス株式会社をおいて他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行うものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	土地家屋現況写真撮影業務委託
担当部・課名	市民部 税務課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	朝日航洋株式会社 西日本空情支社 大阪府吹田市垂水町3丁目35番31号
契約金額(税込)	3,294,003円
契約締結日	令和5年9月7日
契約期間	契約締結日～令和6年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p><input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input checked="" type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>固定資産税の課税客体(土地及び家屋)を精確に把握するため、泉佐野市、泉南市、熊取町、田尻町の2市2町が、従前より合同で航空写真撮影業務を行ってきたところ、東西の飛行コースの延長線上にある阪南市が参加した場合、スケールメリットにより、さらにコスト削減効果を見込めることから、令和3年12月1日に、令和4年度より阪南市を加えた3市2町で業者を選定し、決定した業者と航空写真撮影の業務委託契約をするよう協議を行い、協定を締結している。</p> <p>事業者の選定方法については、幹事市町(毎年輪番制)が指名競争入札等の方法により決定することとしており、令和5年度の決定業者については、朝日航洋株式会社 西日本空情支社である。</p> <p>以上のような理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。</p>